

第104回

定時株主総会 招集ご通知

2020年4月1日から2021年3月31日まで

開催情報

日 時

2021年6月25日（金）午前10時
(受付開始 午前9時)

場 所

埼玉県新座市北野三丁目6番3号
当社本社

※ 末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 取締役9名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

■ 株主総会にご出席されない場合



郵送またはインターネットにより議決権を
行使くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使期限
2021年6月24日（木）
午後5時まで

詳細はP 2をご覧ください ➔

新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会ご来場の際は、マスク着用及び検温等をお願いする予定です。また、お土産の配布及び製品展示につきましては中止させていただきます。

最先端の「エコ・省エネ製品」で
地球環境に貢献しています

サンケン電気株式会社
証券コード 6707

株主各位

証券コード 6707
2021年6月4日

埼玉県新座市北野三丁目6番3号
サンケン電気株式会社
代表取締役社長 和田 節

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、可能な限りご来場を見合わせて頂き、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。書面またはインターネット等による議決権行使の方法は、次頁記載の通りでございますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使下さいようお願い申し上げます。

敬具

記

1	日 時	2021年6月25日（金曜日）午前10時	
2	場 所	埼玉県新座市北野三丁目6番3号 当社本社	
3	会議の目的事項	報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none">1. 第104期（自2020年4月1日 至2021年3月31日） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件2. 第104期（自2020年4月1日 至2021年3月31日） 計算書類報告の件
		決 議 事 項	<p>第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件</p>

- ・事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページにおいて、修正後の事項を掲載させて頂きます。
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより、株主の皆様に提供しております。なお、これらのホームページ掲載事項は、監査報告作成に際し、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

 **当社ホームページ : <https://www.sanken-ele.co.jp/>** サンケン電気 検索 

女性活躍推進を含む当社のSDGsへの取り組みは、ホームページに掲載の「サンケンレポート」をご覧下さい。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席されない場合（事前の議決権行使をお願いします）

株主総会ライブ配信を利用してウェブ参加する方法がございます。

ウェブ参加のためのID・パスワード、その他詳細につきましては、別紙「バーチャル株主総会参加方法のお知らせ」をご参照ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時必着



インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



■ ご注意事項

- インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

インターネットによる 議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

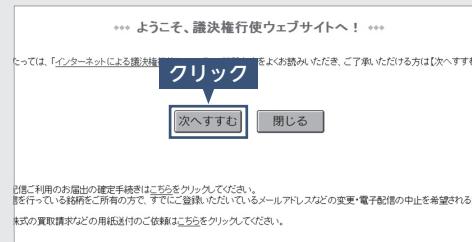
0120-652-031 9:00~21:00

アクセス手順について



ログインID・パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

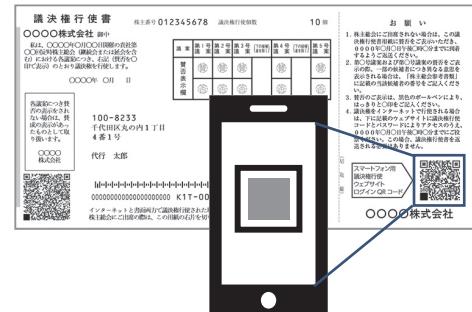


「次へすすむ」をクリック



「スマート行使」による方法

1. QRコードを読み取る



スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

2. ログインする

+++ ログイン +++

●議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは記載してあります。
(電子メールにより登録された場合、
投票用紙に記載電子メールアドレス)

入力

議決権行使コード:

[ログイン] [閉じる]

クリック

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力

+++ パスワード認証 +++

●「パスワードを入力し、[次へ]ボタンをクリックしてください。
●ソフトウェアキーボードを使用する場合は、[ソフトウェアキーボード]をクリックしてください。
●パスワードをお忘れの場合は、[パスワードをお忘れの場合は]をクリックしてください。

入力

パスワード: ソフトウェアキーボード

[次へ] [クリック]

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は
画面の案内に
従って賛否を
ご入力ください。

2. 議決権行使方法を選ぶ

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

この内容で行なう
他の議案にもどる

三井住友信託銀行
スマート行使
(議決権行使ウェブ)

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3. 各議案の賛否を選択

第1号議案
第〇期剰余金の処分の件
賛成 反対

第2号議案
定款一部変更の件
賛成 反対

この内容で行なう
他の議案にもどる

三井住友信託銀行
会社提案議案

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に
従って
行使完了です。

※一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

■ 株主総会当日ご出席される場合のご注意事項

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、株主様の安全を最優先に、株主総会へのご来場見合せをご検討下さいますよう、お願い申し上げます。株主総会当日にご出席される場合は、以下の事項につきまして予めご了承頂きたく、併せてお願い申し上げます。

- 株主総会当日は、マスク着用、検温及び手指のアルコール消毒等のご協力をお願いする予定です。ご協力頂けない場合、入場をお断りする場合がございます。
- 検温にて37.5度以上の発熱が認められた方や、体調不良と見られる方には、ご入場をお控え頂く場合がありますので、予めご了承のほど、お願い申し上げます。
- 感染予防のため、株主総会会場の座席間隔を広げております。このためご用意できる席数が少なくなっておりますため、ご入場をお断りする場合がございます。
- 本株主総会の議事につきましては、感染予防のため時間を短縮して行う予定です。
- 株主総会の撮影、録画、録音、保存及びSNSでの公開は固くお断りいたします。

■ ライブ配信のご案内、ご視聴にあたってのご注意事項

株主総会の様子をライブ配信いたします。新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会ご来場を見合せ頂き、ライブ配信のご視聴をご検討下さい。ライブ配信用ウェブサイト、ID及びパスワード等の詳細事項につきましては、別紙「バーチャル株主総会参加方法のお知らせ」をご参照下さい。

ご注意事項

- ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境並びに回線状況等により、ご視聴頂けない場合があります。
- ご視聴頂く場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- ライブ配信をご視聴頂くことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、決議にご参加頂くことができません。このため、事前に議決権をご行使の上ご視聴下さい。また、ライブ配信ご視聴の株主様から、ご質問及びご意見をお受けすることができませんので、予めご了承下さい。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存及びSNSでの公開、ID及びパスワードの第三者への提供は、固くお断りいたします。
- システム障害等の緊急事態につきまして、株主の皆様にお知らせすべき事項が生じた場合には、当社ホームページ (<https://www.sanken-ele.co.jp/>) に、その内容を掲載いたします。

バーチャル株主総会全般に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル TEL 0120-782-041
受付時間 9:00～17:00（土日休日を除く。）

ライブ配信の視聴方法・操作方法等に関するお問い合わせ

株式会社ブイキューブ TEL 03-4510-5039
受付時間 2021年6月25日（株主総会当日）午前9時から株主総会終了まで

1 当社グループの現況に関する事項

1. 財産及び損益の状況の推移

区分	2016年度 (第100期)	2017年度 (第101期)	2018年度 (第102期)	2019年度 (第103期)	2020年度 (第104期) (当連結会計年度)
売上高（百万円）	158,772	175,209	173,650	160,217	156,795
営業利益（△損失）（百万円）	5,930	12,026	10,531	4,309	△1,198
経常利益（△損失）（百万円）	5,026	11,808	9,173	2,674	△3,406
親会社株主に帰属する 当期純利益（△純損失）（百万円）	1,739	△11,421	3,967	△5,559	△6,952
1株当たり当期純利益（△純損失）（円）	14.35	△94.24	163.70	△229.83	△287.96
総資産（百万円）	182,700	185,359	188,192	194,024	233,673
純資産（百万円）	54,736	72,283	78,541	71,776	113,250

- (注) 1. 株当たり当期純利益（△純損失）は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。第102期の1株当たり当期純利益につきましては、この株式併合が期初に行われたと仮定して算出しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）等を第102期の期首から適用しており、第101期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

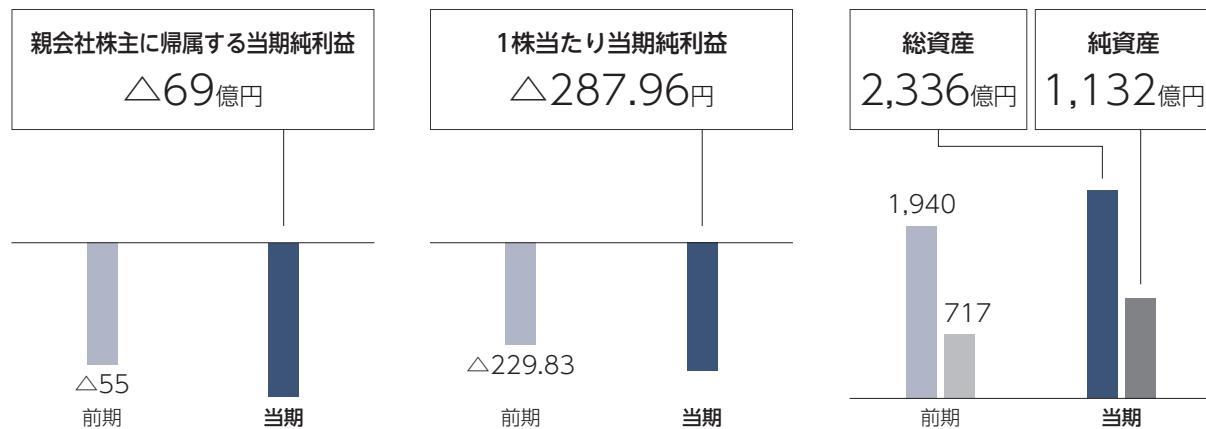


事業報告

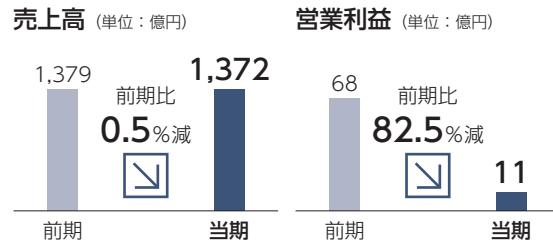
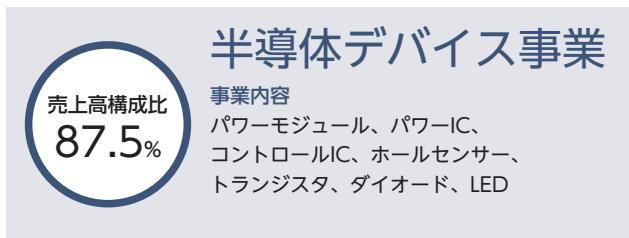
2. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経営環境は、上半期に新型コロナウイルス（以下、「新型コロナ」）感染拡大による世界的な経済停滞の影響を受けましたが、下半期には、中国で生産や消費活動がいち早く回復したほか、グローバルで半導体市場が活況を呈するなど、景気の持ち直しの動きが見られました。

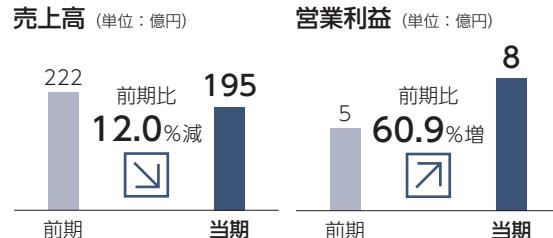
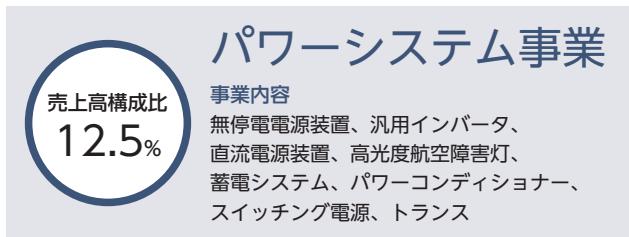
こうした環境の下、当社グループでは、「構造改革」、「成長戦略の実現」、「財務体質の強化」、「働き方改革の推進」を当期の基本方針に据え、半導体デバイス事業の生産体制最適化及びパワーシステム事業の戦略的オプションの実現といった収益構造の抜本的再構築を図る構造改革を遂行するとともに、半導体デバイスの商品力向上を狙った開発改革を進め、次世代製品の生産拠点整備についても取り組んでまいりました。このほか、新型コロナウイルス感染拡大で急速に悪化した市場環境から、経済活動の再開に伴う回復局面においても対応するべく、徹底した経費削減策の実施や設備投資の厳選等の緊急対策を行ってまいりました。当連結会計年度の業績につきましては、下半期に入り白物家電向けや自動車向け製品を中心に市況環境が好転し、半導体デバイス事業の通期売上が前年同水準を確保できたことから、連結売上高は1,567億95百万円と、前連結会計年度に比べ34億22百万円（2.1%）の減にとどまりました。損益面につきましては、米国子会社Allegro MicroSystems, Inc.（以下、「AMI」）のNASDAQ上場に伴うIPO関連費用として、51億28百万円を計上したこと等から、連結営業損失11億98百万円（前連結会計年度 連結営業利益43億9百万円）、連結経常損失34億6百万円（前連結会計年度 連結経常利益26億74百万円）を、それぞれ計上いたしました。また、構造改革に伴う特別退職金及び退職給付制度終了損等を集約し、事業構造改革費用として16億63百万円を計上し、その他関連する引当金繰入額等を合わせ、構造改革関連費用として、総額35億68百万円を特別損失に計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失69億52百万円（前連結会計年度 親会社株主に帰属する当期純損失55億59百万円）を計上する結果となりました。



事業別の概況



当事業につきましては、第2四半期から中国・欧米における白物家電市場の需要増にけん引され、IPM製品が好調に推移したほか、第3四半期以降は自動車向け製品も急速に回復いたしました。また、サーバーやテレビ等の産機・民生市場向け製品もコロナ禍における通信需要の増加や巣籠もり需要の拡がりにより堅調に推移いたしました。この結果、当事業の連結売上高は1,372億33百万円と、新型コロナの影響による第1四半期の落ち込みを補い、前連結会計年度と同水準まで回復いたしました。損益面につきましては、上半期後半から下半期前半にかけての生産調整の影響もあり、経費削減などの緊急対策を実施してまいりましたが、連結営業利益11億90百万円と、前連結会計年度比56億14百万円(82.5%)減少いたしました。



当事業につきましては、5G規格の本格普及に向けた通信基地局用電源製品の売上が伸長いたしましたが、ユニット製品における非戦略市場向け製品の販売撤退が着実に進んでいることから、当事業の連結売上高は195億61百万円と、前連結会計年度比26億73百万円(12.0%)の減少となりましたが、損益面では、連結営業利益8億82百万円と、前連結会計年度比3億34百万円(60.9%)増加いたしました。

事業報告

3. 対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、短期的には新型コロナウイルスの収束が見通せず、先行き不透明感が払拭できない状況にありますが、米国では追加経済対策などを受けて、国際通貨基金（IMF）発表の成長率見通しが6.4%（前回5.1%）に大きく上方修正され、また、8.4%（前回8.1%）の高成長が見込まれる中国と合わせて、二大国が世界経済を牽引する構図が鮮明になってきております。当社グループが想定する中長期的な市場環境においては、白物家電のインバータ化率の上昇や、自動車の電動化に代表される環境対応とDXの普及が追い風となり、半導体市場が本格的な需要増加局面に入ることを見込んでおります。こうした状況の下、当社グループでは、新たな3ヶ年計画である「2021年中期経営計画」（以下、「21中計」）をスタートさせました。この21中計では、当社グループの目指すべき姿として「独自性のある技術、人と組織のパフォーマンスで成長し、社会のイノベーションに貢献する高収益企業の実現」を経営ビジョンに、構造改革と成長戦略に着手した2018年中期経営計画（以下、「18中計」）と一体化させた経営戦略としており、18中計からの6年間で「サンケンコア*の復活を実現する」こと、並びに「AMIの一歩の成長」を目標に掲げております。

（※ サンケンコア：AMIを除くサンケン半導体ビジネスを指します。）

21中計策定の骨子として、以下を設定しております。

「事業ポートフォリオ」

パワーモジュール、パワーデバイス、センサー

「成長性」

半導体の市場成長率を上回る売上成長を目指す

「KPI」

2023年度連結目標

- ・営業利益率 13%以上
- ・売上高 1,700億円以上
- ・ROE 12%以上

21中計の実現に向け、管理指標（KPI）を設定するほか、地域・社会の持続的発展のための貢献ポイント（マテリアリティ）を明確化し、環境問題の解決に貢献する企業像を目指してまいります。

21中計初年度である2022年3月期につきましては、18中計から進めてきた構造改革を確実に完了させ、低収益構造であったサンケンコアの抜本的再構築を加速するとともに、商品力の復活に向けた開発改革による新製品の投入と財務体質の強化を図ってまいります。これら諸施策の実行により、当社は最先端のパワー変換技術、モータ制御技術等を基に、省エネルギー・ソリューションの提供により地球環境保全に寄与でき、またグローバルな市場で確固たる競争力を有する、パワーモジュール、パワーデバイス、センサーに焦点を絞り込んだ企業へと変貌を遂げていく所存です。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

4. 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容	事業所名称	所 在 地
石川サンケン株式会社	95 百万円	100.0	半導体の製造	本社・堀松工場 志賀工場 町野工場 内浦工場	石川県羽咋郡志賀町 石川県羽咋郡志賀町 石川県輪島市 石川県鳳珠郡能登町
山形サンケン株式会社	100 百万円	100.0	半導体の製造	本社	山形県東根市
鹿島サンケン株式会社	75 百万円	100.0	半導体の製造	本社	茨城県神栖市
福島サンケン株式会社	50 百万円	100.0	半導体の製造・販売	本社	福島県二本松市
サンケンオプトプロダクツ株式会社	90 百万円	100.0	半導体・パワーシステムの製造	本社	石川県羽咋郡志賀町
大連三墾電気有限公司	136 百万元	100.0	半導体の製造 パワーシステムの製造・販売	本社	中国遼寧省
アレグロ マイクロシステムズ インク	1,895 千米ドル	52.0	半導体の開発・製造・販売	本社	米国ニューハンプシャー州
アレグロ マイクロシステムズ エルエルシー	43 百米ドル	※52.0	半導体の開発・製造・販売	本社	米国ニューハンプシャー州
ポーラー セミコンダクター エルエルシー	10 百米ドル	85.6 ※15.6	半導体の製造	本社	米国ミネソタ州
ピーティー サンケン インドネシア	96 百米ドル	100.0	パワーシステムの製造・販売	本社	インドネシア西ジャワ州
サンケン電設株式会社	320 百万円	100.0	パワーシステムの開発・ 製造・販売・保守点検	本社	埼玉県川越市

- (注) 1. 石川サンケン株式会社とサンケンオプトプロダクツ株式会社は、2021年4月1日付で吸収合併を行い、同日付でサンケンオプトプロダクツ株式会社は解散いたしました。
2. 当事業年度、当社は、大連三墾電気有限公司での工場増築に伴う所要資金に対応するため、同社に対する増資を実施いたしました。
3. 当事業年度、アレグロ マイクロシステムズ インクは米国NASDAQ市場に上場し、当社は保有する同社株式の一部を売却いたしました。この結果、同社の資本金額及び当社からの出資比率、並びにアレグロ マイクロシステムズ エルエルシー及びポーラー セミコンダクター エルエルシーに対する出資比率が変動しております。
4. アレグロ マイクロシステムズ エルエルシーの資本金につきましては、資本剰余金を記載しております。
5. ポーラー セミコンダクター エルエルシーの資本金につきましては、当事業年度より資本剰余金を含まない額を記載しております。
6. ※印は、アレグロ マイクロシステムズ インクを通じての間接保有であります。
7. 当社は、2021年3月1日付で、当社が営むパワーシステム事業のうち社会システム事業を吸収分割により子会社であるサンケン電設株式会社に承継させました。また、2021年5月1日付でサンケン電設株式会社の発行済株式の全てを株式会社 GS ユアサに譲渡いたしました。
8. 当事業年度末日において、特定完全子会社に該当する子会社はございません。

事業報告

5. 主要な事業所

■ 当社

事業所名称	所在 地	事業所名称	所在 地
本 社	埼 玉 県 新 座 市	東 京 事 務 所	東 京 都 豊 島 区
大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市

■ 子会社

「4. 重要な子会社の状況」をご参照下さい。

6. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は、120億45百万円となりました。その主な内容は、本社ものづくり開発センターの建設及び半導体デバイス製品の生産增强等を目的とした投資であります。



7. 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金につきましては、自己資金及び借入金等により充当し、増資または社債発行等による特段の資金調達は行っておりません。

8. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
8,431名	△752名

(注) 2021年3月1日付で、当社が営むパワーシステム事業のうち社会システム事業を、吸収分割により子会社であるサンケン電設株式会社に承継させた結果、当事業年度末における当社の従業員数（個別）は、811名となり、前事業年度末比263名減少しております。

9. 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社日本政策投資銀行	15,000百万円
株式会社りそな銀行	9,251百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,715百万円
株式会社みずほ銀行	4,206百万円
株式会社三井住友銀行	2,597百万円
株式会社八十二銀行	2,319百万円
株式会社埼玉りそな銀行	2,000百万円

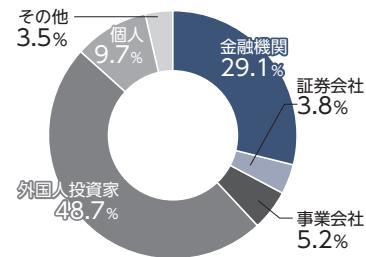
10. 吸収分割の状況

当社は、2021年3月1日付で、当社が営むパワーシステム事業のうち社会システム事業を、吸収分割により子会社であるサンケン電設株式会社に承継させました。なお、2021年5月1日付でサンケン電設株式会社の発行済株式の全てを株式会社 GS ユアサに譲渡いたしました。

事業報告

2 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 51,400,000株
2. 発行済株式の総数 25,098,060株
(自己株式869,629株を含む)
3. 株主数 6,705名
4. 大株主



株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
イーシーエム マスターファンド エスピーブイ ツー	2,404 千株	9.92 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,410 千株	5.82 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,261 千株	5.20 %
株式会社埼玉りそな銀行	1,202 千株	4.96 %
ゴールドマン サックス インターナショナル	1,022 千株	4.21 %
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	858 千株	3.54 %
クレディ・スイス・アーゲー ダブリン ブランチ プライム クライアント アセット エクイティ アカウント	800 千株	3.30 %
イーシーエム エムエフ	648 千株	2.67 %
ビーエヌワイエム エスエーエヌブイ ビーエヌワイエム ジーシーエム クライアント アカウンツ エム エルエスシービー アールディ	634 千株	2.61 %
日本電産株式会社	573 千株	2.36 %

- (注) 1. 当社は自己株式を869,629株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
2. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式の内、97,500株（役員及び従業員向け株式交付信託分）は含めておりません。
3. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. その他

取締役（社外取締役を除く）を退任した者1名に対し、当事業年度中に職務執行の対価として、当社普通株式300株を交付いたしました。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	和 田 節	
取締役 星野雅夫		専務執行役員 デバイス事業本部長 兼働き方改革推進本部長
取締役 鈴木善博		常務執行役員 欧米事業戦略本部長 アレグロマイクロシステムズ インク 取締役会長
取締役 鈴木和則		常務執行役員 営業本部長
取締役 高荷英雄		上級執行役員 管理本部長
取締役 高橋広		上級執行役員 デバイス事業本部生産本部長
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	リチャード R. ルーリー	弁護士 日立造船株式会社 社外取締役
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	藤田則春	公認会計士 藤田則春公認会計士事務所 代表
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	東 恵美子	東門パートナーズ エルエルシー マネージングディレクター KLAコーポレーション 社外取締役 武田薬品工業株式会社 社外取締役 ランバス インク 社外取締役 ワン エクイティ パートナーズ オープン ウォーター・コーポレーション 社外取締役
常任監査役(常勤)	太 田 明	
監査役(常勤)	鈴木 昇	
監査役 <small>社外監査役 独立役員</small>	南 敦	弁護士 南法律特許事務所 パートナー
監査役 <small>社外監査役 独立役員</small>	平野秀樹	株式会社ダイゾー 社外監査役

事業報告

- (注) 1. 2021年3月31日時点の状況を記載しております。
2. 高橋 広氏は2020年6月26日開催の第103回定時株主総会において取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役 リチャード R. ルーリー、藤田則春及び東恵美子の各氏は社外取締役であり、監査役 南 敦及び平野秀樹の両氏は社外監査役であります。当社は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として各氏を指定し、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
4. 取締役 藤田則春氏は、日本及び米国における公認会計士資格を有しており、監査役 太田 明氏は、長年の当社での経理・財務部門における勤務経験を有しております。また、監査役 鈴木 昇氏は、長年、子会社の監査役として会計監査を実施しており、監査役 平野秀樹氏は、長年の金融機関での勤務経験を有しておりますことから、各氏はそれぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 伊藤 茂氏は、2020年6月26日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 2021年3月31日現在における執行役員（取締役兼任者を除く）の状況は次の通りであります。

地 位	氏 名	主な担当等
上級執行役員	中道秀機	デバイス事業本部技術本部長 兼設計品質監査室長
上級執行役員	伊藤茂	サンケン電設株式会社代表取締役社長
執行役員	折戸清規	営業本部副本部長兼営業企画統括部長 車載市場担当ゼネラルマネジャー
執行役員	岩田誠	管理本部経営企画室長
執行役員	李明濬	デバイス事業本部技術本部副本部長 白物市場担当ゼネラルマネジャー
執行役員	安斎澄男	働き方改革推進本部副本部長 兼デバイス事業本部技術本部（通信担当）
執行役員	吉田智	営業本部東日本営業統括部長 産機市場担当ゼネラルマネジャー
執行役員	柳澤正幸	管理本部総務人事統括部長
執行役員	赤石和夫	デバイス事業本部生産本部生産技術統括部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等

■ 役員報酬制度の基本的な考え方

当社は、役員報酬制度（業務執行役員を対象とする報酬制度）を、コーポレートガバナンスにおける重要事項と認識し、以下を基本的な考え方としております。

- 優秀な人材の確保に資すること
- 役位ごとの役割の大きさや責任の範囲に相応しいものであること
- 当社の企業価値向上と持続的成長に向けた動機付けとなること
- 報酬決定の手続きに透明性と客観性が担保されていること

■ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等 の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
		基本報酬	短期 インセンティブ	長期 インセンティブ (株式報酬)
取締役 (10名)	280	219	44	17
うち社外取締役(3名)	36	36	—	—
監査役(4名)	55	55	—	—
うち社外監査役(2名)	14	14	—	—

- (注) 1. 取締役の基本報酬と短期インセンティブの合計額は、第102回定時株主総会（2019年6月21日）決議による報酬限度額である年額5億円以内（うち社外取締役は2億円以内）です。また、監査役の報酬額は同総会決議による報酬限度額である年額80百万円以内です。
 2. 上記の短期インセンティブは、(注)1に記載の株主総会決議に基づき、取締役会決議により支払う予定の額です。
 3. 長期インセンティブ（株式報酬）は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
 4. 取締役の支給人数及び報酬等の額には、2020年6月26日開催の第103回定時株主総会終結時に退任した取締役1名分を含んでおります。
 5. 上記の他、社外役員が当社連結子会社から受けた役員としての報酬額は43百万円であります。

事業報告

■ 役員報酬制度の概要

当社は、上記の基本的な考え方に基づき、また、社外取締役が委員の過半数を占める報酬委員会での審議結果を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下「報酬決定方針」といいます。）を取締役会において決定しており、その概要は以下の通りであります。

- 当社の取締役報酬は、役位・役割に応じて決定され、月毎に支給される基本報酬と、業績の達成度によって変動する業績連動報酬により構成されます。さらに、業績連動報酬は、短期業績に基づき変動し、事業年度毎に支給される短期インセンティブ、及び中長期の業績に基づき変動し、原則退任時に当社株式が交付される長期インセンティブとしての株式報酬（株式交付信託型）に展開される仕組みとします。
- 取締役の報酬水準の設定については、各役位に対して総報酬の基準額を定めており、市場競争力を担保するため、国内の大手企業が参加する報酬調査結果をベンチマークとし、毎年、基準額の水準の妥当性を検証することとします。また、業績連動報酬における業績指標及び比率については、上記の基本的な考え方及び報酬委員会での審議結果に基づき設定することとし、当事業年度における業績連動報酬の比率は、業績目標達成時に概ね30%となるよう設計しております。なお、2021年度につきましては、この比率が概ね40%となるよう設計を見直す予定です。
- 社外取締役に対する報酬は、その職務の性格から業績との連動を排除し基本報酬のみとし、また、監査役に対する報酬につきましても、監査という業務の性格から業績との連動を排除し、基本報酬のみを監査役の協議により支給することとしております。

固定部分	変動部分	
基本報酬 70%		業績連動報酬 30%
	短期インセンティブ 20%	長期インセンティブ (株式報酬) 10%

- 短期インセンティブについては、単年度の業績目標への達成意欲をさらに高めることを目的として、単年度の業績指標に応じて、原則として標準支給額に対し0~150%の範囲で変動します。業績連動指標は、報酬委員会における審議を通じ、重要な業績目標である「連結売上高」及び「連結営業利益」を共通項目として設定しております。その他、個人別に期待する役割に応じて個別の指標も設定します。なお、当事業年度の短期インセンティブに対する業績指標（共通項目）の結果は以下の通りです。

	目標値	実績値	達成率
連結売上高	1,505億円	1,567億円	104%
連結営業利益	60億円	78億円	130%

(注) 連結営業利益の実績値につきましては、一時的費用を除いたNon-GAAP値であります。

- 長期インセンティブについては、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害共有を図るとともに、中期経営計画（以下「中計」といいます。）における業績目標及び構造改革の達成等に向けた意欲を高めることを目的として、株式報酬制度を導入しております。役位及び中計期間での業績指標に応じ、原則として標準支給額に対し0～150%の範囲で変動します。業績運動指標は、報酬委員会での審議を通じ、中長期的に事業の収益力向上を重視し、「連結営業利益」及び「連結ROE」を設定し、これに加え、適切な株主還元を含めた株主価値向上へのコミットメントを示すことを目的に、「相対TSR」（電気機器TOPIXとの相対評価）を業績運動指標に設定しております。

■ 役員報酬の株主総会決議に関する事項

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬は、「基本報酬」及び「賞与」により構成されておりましたが、2019年6月21日開催の定時株主総会において役員報酬制度を改定しております。金銭報酬については、取締役の報酬総額として、1事業年度当たり年額5億円以内（うち社外取締役2億円以内）の報酬枠を設け、また、監査役の報酬総額として80百万円以内の報酬枠を設けております。

この金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）を対象とする長期インセンティブとして、同株主総会において業績運動型株式報酬制度を導入し、1事業年度当たり90百万円以内の株式報酬枠を設けております。当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり90,000ポイントが上限となります（1ポイントは当社株式1株に相当）。なお、同株主総会終結時点における取締役の人数は9名（うち社外取締役は3名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。

1 事業年度当たりの上限報酬枠

	取締役	監査役
金銭報酬	500百万円以内	80百万円以内
	200百万円以内	
株式報酬 (信託に拠出する信託金の上限金額)	90百万円以内	(対象外)
株式報酬 (取締役等に付与されるポイント数の上限)	90,000ポイント以内	

事業報告

■ 報酬委員会の活動内容

上記の基本的な考え方に基づき、取締役会の意思決定に関するプロセスの透明性確保と、コーポレートガバナンスの充実を目的に、取締役会の任意の諮問機関として、報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、社外取締役が委員長を務め、また、委員の過半数を社外取締役としており、当事業年度は5回開催いたしました。具体的には、取締役及び執行役員の個別の短期インセンティブの報酬額、業績連動報酬に係る業績指標の設定等に関する審議を行い、その決定内容を取締役会に答申いたしました。

■ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、他社の状況等を参考に設定された役職ごとの基準額や実績・会社への貢献度などを踏まえ、社外取締役が委員長を務め、かつ過半数を構成する任意の報酬委員会における審議を経た後に、同委員会からの答申内容を最大限尊重した上で、取締役会決議を以て、取締役会から委任を受けた取締役会長（取締役会長不在の場合は取締役社長）が決定することとしております。

この方針に基づき、定時株主総会後の新経営体制における機動的な報酬額決定を目的に、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額については、その決定を取締役会から代表取締役社長 和田節に委任しております。

■ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、基本報酬については役位・役割に応じた支給基準に従っており、業績連動報酬については業績指標の達成度に基づき決定されております。これらにつきましては、社外取締役が委員長を務め、かつ過半数を構成する任意の報酬委員会での審議を経ていることから、上記の報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 社外役員に関する事項

■ 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は以下の通りですが、各兼職先と当社との間には、いずれも開示すべき関係はございません。

氏名	重要な兼職先
社外取締役 リチャード R. ルーリー	日立造船株式会社 社外取締役
社外取締役 藤田 則春	藤田則春公認会計士事務所 代表
社外取締役 東 恵美子	東門パートナーズ エルエルシー マネージング ディレクター K L A コーポレーション 社外取締役、武田薬品工業株式会社 社外取締役 ランバス インク 社外取締役、ワン エクイティ パートナーズ オープン ウォーター コーポレーション 社外取締役
社外監査役 南 敦	南法律特許事務所 パートナー
社外監査役 平野 秀樹	株式会社ダイゾー 社外監査役

■ 主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 リチャード R. ルーリー	リチャード R. ルーリー氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、これまでの国際的な企業法務の経験と知識から発言を行っております。
社外取締役 藤田 則春	藤田則春氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な知見と、豊富な国際経験から発言を行っております。
社外取締役 東 恵美子	東恵美子氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、国際的なコーポレートファイナンスに関する知識と経験並びにグローバルな半導体業界での知見から発言を行っております。
社外監査役 南 敦	南 敦氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、監査役会につきましても、当事業年度に開催された16回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役 平野 秀樹	平野秀樹氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、これまでの企業経営者としての豊富な知識と経験から発言を行っております。また、監査役会につきましては、当事業年度に開催された16回のうち15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

事業報告

■ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

リチャード R. ルーリー氏

- ・長年にわたり米国弁護士事務所のパートナーを務め、国際的な企業法務の経験と知識を有しております、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を頂いております。また、独立した立場から、弁護士としての客観的な視点で経営を監視頂いており、当社取締役会の監督機能強化に大いに貢献頂いております。ルーリー氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保並びに適切性の向上に貢献頂いております。さらには、「構造改革委員会」の委員にも就任頂いており、グループ構造改革の推進においても貢献頂いております。

藤田則春氏

- ・日本及び米国における公認会計士資格を有しております、財務及び会計に関する高度な知見を有しております。また、米国の監査法人においてパートナーを務められるなど、豊富な国際経験も有しております、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を頂いております。なお、藤田氏は当社の会計監査人である監査法人に属しておりましたが、当社の会計監査に直接的に関与することではなく、海外進出企業向けのコンサル業務を主体とする J B S グローバル統括責任者に就いており、また、同監査法人を退職してから既に約 8 年が経過しておりますので、独立した立場を確保しつつ、客観的な視点で当社経営を監視頂いております。また、藤田氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員長に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性確保と適切性向上に貢献頂いております。さらには、「構造改革委員会」の委員にも就任頂いており、グループ構造改革の推進においても貢献頂いております。

東恵美子氏

- ・長年の米国投資銀行での勤務経験から、国際的なコーポレートファイナンスに関する豊富な知識と経験を有しております。2003年には東門パートナーズ社を設立し、以来、長年にわたりコーポレートファイナンスとコーポレートガバナンスに関連したビジネスを自身で経営されております。さらには、半導体関連の米国上場企業において社外取締役に就任するなど、グローバルな半導体業界の知見も有しております。こうしたコーポレートファイナンス及びコーポレートガバナンスのビジネス経験と、半導体業界に関するグローバルな知見は、当社取締役会全体としての機能を向上させるとともに、業務執行全般の適切性確保にも寄与しております。また、東氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保並びに適切性の向上に貢献頂いております。さらには、「構造改革委員会」の委員にも就任頂いており、グループ構造改革の推進においても貢献頂いております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	75 百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 一部子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項に定める同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りであります。

■ 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要な業務執行について審議するとともに、取締役の職務の執行を監督し、適法性の確認を行う。
- 2) 「経営理念」、「行動指針」、「サンケンコンダクトガイドライン」を制定し実施するとともに、代表取締役によるコンプライアンス精神及びその重要性の役職員への徹底並びに継続的な教育研修の実施等を通じ、法令及び定款の遵守徹底を図る。
- 3) 内部監査部門は、当社及びグループ各社の業務執行を監査するとともに、内部通報制度の運用を通じてコンプライアンス体制の実効性を確保する。
- 4) 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（以下「J-SOX」といいます。）に適切に対応するため、内部監査部門にJ-SOX担当を置き、全社的な見直しと改善を継続的に行うことで、財務情報の信頼性を確保する。
- 5) 反社会的勢力とは一切関係を持たず、平素から警察や弁護士などの外部機関との信頼関係・連携体制の構築に努め、不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、断固拒絶する。

■ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要な会議記録並びに決裁結果等の業務執行に関する記録は、法令及び社内規程の定めに基づき適切に保存及び管理する。

■ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 重要な投資あるいは新規事業等に伴うリスクについては、取締役会、経営会議その他の重要な会議において多面的な検討を行い、慎重に決定する。
- 2) 内部監査部門は、内部監査を通じて当社及びグループ各社における業務リスクの把握・分析を行い、危機管理委員会はグループ全体での統一的・横断的なリスク管理を行う。

■ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会において中期経営計画及び年次予算の策定を行い、業績の進捗に関する報告に基づき業務執行の状況を確認するほか、経営会議において月次の業績管理を行う。
- 2) 経営会議は、取締役会に付議すべき議案及び代表取締役が執行にあたる会社業務のうち、基本的かつ重要な事項について審議を行うとともに、執行役員制度の活用により迅速かつ機動的な業務執行を行う。
- 3) 「組織・権限基本規程」、「業務分掌規程」等を整備し、各部門の責任と権限を明確化するとともに、組織間の適切な役割分担と連携に努めることで、効率的な意思決定・業務執行を行う。

■ 当社及びグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は必要に応じ、グループ各社に当社の役職員を取締役として派遣し、当社グループ経営方針の徹底、重要な業務執行の決定並びに効率的な経営の推進に当たる。
- 2) 「関係会社管理規程」、「マネジメントガイドライン」により、当社及びグループ各社間における職務範囲、権限と責任、当社に報告すべき事項等を明確にする。
- 3) グループ各社ごとに当社の担当組織を定め、密接な情報交換のもと、各社の経営指導及び業績管理を行う。

■ 監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- 1) 監査役会事務局等の事務については、法務部門のスタッフがこれを補助する。
- 2) 監査役から求めがあった場合、取締役と監査役の協議により、監査役の職務を補助する専任スタッフの設置並びにその人事を決定する。
- 3) 当該専任スタッフは、各監査役の指示に従うこととし、取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保する。

■ 監査役への報告に関する体制

- 1) 常任監査役は、経営会議に出席するほか主要な文書を閲覧・受領することで、当社及びグループ各社の業務に関する情報を取得し、その内容を監査役会に報告する。
- 2) 取締役、内部監査部門及び会計監査人は、それぞれ監査役と定期的に会合をもち、当社及びグループ各社の経営状況あるいは監査結果を報告する。
- 3) 役職員は、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生した場合、もしくは業務執行に関する不正行為を発見した場合、監査役にその内容を報告する。
- 4) 内部監査部門は、内部監査の結果及び内部通報制度の運用状況と通報内容を監査役に報告する。
- 5) 内部通報制度に係る規程を整備し、通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

■ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査役がその職務を執行する上で生じる費用について、監査役から前払いまたは償還等の請求があつたときは、当該費用が必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

■ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は監査の基準、計画及び方針を定め、各監査役は自己の専門性、経験を踏まえたうえで適切に監査を行い、効率的で実効性の高い監査体制を構築する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

■ コンプライアンスに対する取組みの状況

内部監査部門がテーマを定め当社の内部監査を実施しており、グループ企業につきましても、定期的に管理体制全般についての内部監査を実施しております。これら内部監査の計画・進捗・結果については、定期的に監査役に報告しております。金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（以下「J-SOX」といいます。）につきましては、内部監査部門内のJ-SOX担当が、全社的な見直しと改善を継続的に行い、財務情報の信頼性確保に努めております。また、当社のコンプライアンスの基本マニュアルである「サンケンコンダクトガイドライン」の内容について、定期的に教育研修を実施しコンプライアンス意識の浸透を図っております。また、内部通報制度を整備・運用しており、その運用状況と通報内容は、定期的に監査役に報告しております。

反社会的勢力への対応につきましては、役員及び従業員が常に注意を払うとともに、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を実施し、継続的に協力体制を整備しております。

■ 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスクに関する統括組織として危機管理委員会を設置しております。当事業年度は2回開催し、リスクの把握・分析・対応に努めてまいりました。特に、新型コロナウイルス感染拡大への対応として、昨年から設置している特別対策本部の活動を継続させ、事業への影響に関わる情報収集と対応、感染防止策の導入、在宅勤務の定着、希望する従業員へのPCR検査の実施準備等を行ってまいりました。

内部監査及び内部通報制度につきましては、その運用を通じ、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実の発生を把握した場合、もしくは業務執行に関する不正行為を発見した場合には、都度、監査役にその内容を報告するほか、個別に勧告・是正を行っております。

■ 職務執行の適正性及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当事業年度、取締役会は16回開催され、各議案についての審議、業務執行状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされております。また、コーポレートガバナンス・コードに基づき、毎年実施しております取締役会実効性評価では、アンケート及び社外役員へのインタビュー結果について取締役会で審議を行い、取締役会の実効性は概ね確保されているとの結果となっております。これらのことから、取締役会の意思決定及び監督の実効性は確保されているものと考えております。

■ 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

グループ各社に当社の役職員を派遣し、当社グループ経営方針の徹底、重要な業務執行の決定並びに効率的な経営を推進しております。また、グループ各社と当社担当部門との間で事前に協議すべき事項等を規定し運用しております。

■ 監査役監査の実効性確保に関する取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。当事業年度、監査役会は16回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査役は、代表取締役社長及び内部監査部門並びに会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備・運用状況などについて意見交換を行っております。

6 会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様の意思によるべきものと考えます。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、独自のウェーハプロセスや半導体デバイスの製造技術、また回路技術を駆使した電源システムとオプティカルデバイスの組み合わせなど、幅広いノウハウと豊富な経験が必要になります。更に、お客様・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらへの理解が無い場合、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできず、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく損なわれる可能性があります。

また、大規模な買付行為の中には、高値で株式を会社関係者に引き取らせる行為など、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合もあります。この様な場合、当社は当該大規模買付行為の是非に関し、株主の皆様に適切にご判断頂くため、大規模買付行為を行おうとする者に対し、必要な情報の提供を求めるとともに、適切な情報開示や株主の皆様が検討に必要とする時間確保にも努め、また、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講ずるべきと考えております（以下「基本方針」といいます。）。

2. 基本方針実現のための企業価値向上に向けた取組み

当社では、経営理念に則り、半導体をコアビジネスに技術力と創造力の革新に努め、独自技術によるグローバルな事業展開を進めるとともに、企業に対する社会的要請や環境調和への着実な対応を通じて、企業価値を最大限に高めるべく、確固たる経営基盤の確保に邁進しております。更に、中長期的な会社の経営戦略として、3ヶ年にわたる中期経営計画を策定しており、その実現に向け、グループを挙げて取組んでおります。

また、当社では、独立系パワー半導体メーカーというポジションと、それを最大限活用する経営方針・経営計画へのご理解を深めて頂くため、各ステークホルダーとの対話を緊密化させ、企業価値への適正な評価が得られるように努めています。

コーポレートガバナンス体制の強化としては、独立社外取締役の選任により取締役会の監督機能を強化するとともに、執行役員制度を通じ機動的な業務執行体制の構築、マネジメント機能の強化を推進しております。加えて、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の実現と、事業年度における取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年としております。

当社取締役会は、これら取組みが、当社の企業価値を向上させるとともに、当社株主共同の利益を著しく損なう様な大規模買付行為の可能性を低減せると考えております。従って、これら取組みは基本方針に沿ったものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

単位：百万円

科 目	当 期	前 期 (ご参考)	科 目	当 期	前 期 (ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	148,173	117,375	流動負債	76,627	93,351
現金及び預金	60,990	40,779	支払手形及び買掛金	20,870	17,774
受取手形及び売掛金	36,962	31,888	短期借入金	12,357	27,619
商品及び製品	15,864	14,422	一年内長期借入金	646	10,133
仕掛品	19,782	21,231	一年内償還予定社債	15,000	15,000
原材料及び貯蔵品	5,592	5,425	コマーシャル・ペーパー	4,000	10,000
その他	9,027	3,741	リース債務	31	44
貸倒引当金	△46	△114	未払費用	12,615	10,254
固定資産	85,500	76,649	未払法人税等	2,151	659
有形固定資産	67,566	66,062	業績連動役員報酬引当金	72	16
建物及び構築物	20,635	20,383	事業譲渡損失引当金	1,339	—
機械装置及び運搬具	30,328	31,577	事業構造改革引当金	2,414	615
工具、器具及び備品	1,317	1,788	その他	5,128	1,233
土地	5,812	5,699	固定負債	43,795	28,896
リース資産	47	74	社債	5,000	20,000
建設仮勘定	9,425	6,538	長期借入金	33,329	1,643
無形固定資産	8,141	4,728	リース債務	23	40
ソフトウエア	2,065	2,483	繰延税金負債	1,018	975
のれん	1,959	—	株式報酬引当金	43	8
その他	4,116	2,244	役員退職慰労引当金	41	39
投資その他の資産	9,792	5,858	事業構造改革引当金	—	1,351
投資有価証券	990	892	退職給付に係る負債	2,632	3,402
繰延税金資産	3,484	1,704	その他	1,706	1,435
退職給付に係る資産	1,776	—	負債合計	120,422	122,248
その他	3,617	3,262	(純資産の部)		
貸倒引当金	△76	△2	株主資本	84,153	55,118
資産合計	233,673	194,024	資本金	20,896	20,896
(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。			資本剰余金	60,882	24,465
			利益剰余金	6,599	13,915
			自己株式	△4,226	△4,159
			その他の包括利益累計額	△577	△5,275
			その他有価証券評価差額金	46	△75
			為替換算調整勘定	1,332	△477
			退職給付に係る調整累計額	△1,955	△4,723
			非支配株主持分	29,674	21,933
			純資産合計	113,250	71,776
			負債純資産合計	233,673	194,024

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	当 期	前期(ご参考)
売上高	156,795	160,217
売上原価	117,659	121,768
売上総利益	39,135	38,448
販売費及び一般管理費	40,333	34,139
営業利益又は営業損失(△)	△1,198	4,309
営業外収益	899	578
受取利息	91	250
受取配当金	28	28
作業賃壳却益	162	77
雇用調整助成金	256	—
雑収入	360	221
営業外費用	3,107	2,212
支払利息	891	555
為替差損	615	1,115
製品補償費	7	72
借入金繰上返済関連費用	960	—
雑損失	632	469
経常利益又は経常損失(△)	△3,406	2,674
特別利益	63	4,065
固定資産売却益	42	3,952
投資有価証券売却益	20	—
受取和解金	—	112
特別損失	3,854	8,377
固定資産処分損	212	414
減損損失	18	513
投資有価証券評価損	54	26
特別退職金	—	350
関係会社整理損	42	205
事業構造改革費用	1,663	5,175
事業譲渡損失引当金繰入額	1,339	—
事業構造改革引当金繰入額	523	1,691
税金等調整前当期純損失(△)	△7,197	△1,638
法人税、住民税及び事業税	1,818	2,050
法人税等調整額	△2,671	594
過年度法人税等	△357	941
当期純損失(△)	△5,986	△5,224
非支配株主に帰属する当期純利益	965	334
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△6,952	△5,559

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

単位：百万円

科 目	当 期	前 期 (ご参考)	科 目	当 期	前 期 (ご参考)
(資産の部)					
流動資産	97,966	78,161	(負債の部)	55,516	75,625
現金及び預金	33,616	14,001	支払手形	2,134	2,067
受取手形	2,669	1,119	買掛金	13,093	15,710
売掛金	20,890	24,825	短期借入金	11,582	21,930
商品及び製品	10,934	10,312	一年内長期借入金	—	8,000
仕掛品	244	1,072	一年内償還予定社債	15,000	15,000
原材料及び貯蔵品	1,615	2,039	コマーシャル・ペーパー	4,000	10,000
前払費用	405	501	未払金	3,067	195
短期貸付金	9,981	12,432	未払費用	2,158	2,331
未収入金	18,792	15,617	未払法人税等	1,831	115
その他	192	497	前受金	44	79
貸倒引当金	△1,376	△4,258	預り金	53	66
固定資産	41,879	47,742	業績連動役員報酬引当金	43	16
有形固定資産	7,707	4,682	関係会社事業損失引当金	1,728	—
建物	2,117	2,152	その他	779	111
構築物	88	70	固定負債	33,633	22,068
機械装置	409	68	社債	5,000	20,000
車輌運搬具	0	0	長期借入金	28,000	—
工具器具備品	415	539	繰延税金負債	517	579
土地	511	511	株式報酬引当金	35	8
リース資産	0	0	関係会社事業損失引当金	—	1,092
建設仮勘定	4,166	1,339	その他	81	387
無形固定資産	1,869	2,233	負債合計	89,150	97,693
ソフトウェア	1,869	2,231	(純資産の部)		
その他	0	2	株主資本	50,647	28,285
投資その他の資産	32,301	40,826	資本金	20,896	20,896
投資有価証券	979	880	資本剰余金	10,207	10,207
関係会社株式	12,050	23,631	資本準備金	5,225	5,225
その他の関係会社有価証券	4,656	4,656	その他資本剰余金	4,982	4,982
長期貸付金	12,297	10,518	利益剰余金	23,768	1,339
前払年金費用	2,699	3,649	その他利益剰余金	23,768	1,339
その他	566	538	固定資産圧縮積立金	32	34
貸倒引当金	△950	△3,048	繰越利益剰余金	23,736	1,305
資産合計	139,845	125,903	自己株式	△4,226	△4,159
(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。					
評価・換算差額等					
47 △74					
純資産合計					
50,694 28,210					
負債純資産合計					
139,845 125,903					

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	当 期	前期(ご参考)
売上高	94,443	106,737
売上原価	89,742	100,729
売上総利益	4,701	6,007
販売費及び一般管理費	8,666	9,074
営業損失(△)	△3,965	△3,067
営業外収益	15,941	891
受取利息	150	305
受取配当金	15,647	485
雑収入	143	99
営業外費用	1,843	1,581
支払利息	443	483
為替差損	864	674
製品補償費	7	72
関係会社貸倒引当金繰入額	274	137
雑損失	253	213
経常利益又は経常損失(△)	10,132	△3,758
特別利益	19,036	4,059
固定資産売却益	8	3,946
投資有価証券売却益	20	—
子会社株式売却益	18,917	—
子会社清算益	0	—
抱合せ株式消滅差益	88	—
受取和解金	—	112
特別損失	3,695	7,267
固定資産処分損	96	342
投資有価証券評価損	54	26
関係会社株式評価損	—	310
関係会社事業損失引当金繰入額	392	1,092
減損損失	—	2,677
事業構造改革費用	3,152	2,816
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	25,473	△6,965
法人税、住民税及び事業税	2,690	45
法人税等調整額	△9	112
当期純利益又は当期純損失(△)	22,792	△7,123

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

サンケン電気株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村 修 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田辺敦子 
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンケン電気株式会社の2020年4月1日から2021年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンケン電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

サンケン電気株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村修 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田辺敦子 
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンケン電気株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式も活用しながら、取締役、内部監査部門であるCSR室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のようにして、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

サンケン電気株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	太田 明	印
-----------	------	---

監査役（常勤）	鈴木 昇	印
---------	------	---

社外監査役	南 敦	印
-------	-----	---

社外監査役	平野秀樹	印
-------	------	---

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名のご選任をお願いいたしましたと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1 和田 節	たかし わだ	代表取締役社長 指名委員会及び報酬委員会委員 再任	100% (16回／16回)
2 高橋 広	ひろし たかはし	取締役 上級執行役員 社長付 再任	100% (16回／16回)
3 鈴木 善博	よしhiro すずき	取締役 常務執行役員 米国事業本部長 再任	100% (16回／16回)
4 鈴木 和則	かずのり すずき	取締役 常務執行役員 半導体事業本部長 再任	100% (16回／16回)
5 中道 秀機	ひでき なかみち	上級執行役員 半導体事業本部 副事業本部長兼マーケティング本部長 新任	—
6 吉田 智	さとし よしだ	執行役員 半導体事業本部 パワーモジュール本部長 新任	—
7 リチャード R. ルーリー	R. ルーリー リチャード	取締役 指名委員会及び報酬委員会委員 再任 社外 独立	100% (16回／16回)
8 藤田 則春	のりはる ふじた	取締役 指名委員会及び報酬委員会委員長 再任 社外 独立	100% (16回／16回)
9 山田 隆基	たかき やまだ	新任 社外 独立	—

候補者
番 号

1

わ だ
和田
たかし
節

1954年9月3日生

再
任

所有する当社株式数：普通株式 12,700 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 当社入社

2007年 4月 生産本部生産統括部長

2007年 6月 執行役員就任

2009年 4月 生産本部長

2009年 6月 取締役常務執行役員就任

2012年 6月 取締役専務執行役員就任

2015年 4月 代表取締役社長就任（現任）

■ 取締役候補者とした理由

和田節氏は、長年にわたり当社の生産部門を牽引するとともに、生産子会社の構造改革にも注力してまいりました。2009年6月より取締役として経営に携わり、2015年4月には代表取締役社長に就任し、以降、成長が期待される事業領域への注力と財務体質改善に努めるとともに、売上規模拡大に向けた生産能力増強を進めてまいりました。

2017年より、収益力の向上と財務体質強化に向けた構造改革に着手し、2019年からは、主力事業である半導体デバイス事業の生産体制最適化及び非主力事業であるパワーシステム事業の戦略的見直しに着手し、これを進めてまいりました。これら構造改革の具体的な施策については、3名の社外取締役を含む「構造改革委員会」を設置し、その協議を基に進めるなど、社長就任以降、重要な経営判断を行う一方、社外取締役の増員、指名及び報酬の各委員会を設置するなど、コーポレートガバナンスの向上に努めてまいりました。このほか、製品開発力の強化を推進するとともに、働き方改革推進本部を設置し、業務改革、制度改革、人材開発、組織開発を通じた企業文化の変革にも注力してまいりました。

こうした企業経営に関する豊富な経験と高度な見識は、当社取締役会の機能向上と中長期的な企業価値向上において欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者
番 号

2

たか はし
高橋 広

ひろし

1964年2月1日生

再
任

所有する当社株式数：普通株式 1,100 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2012年4月 技術本部MCD事業部副事業部長
2015年4月 技術本部MCBD事業統括部長
2018年4月 デバイス事業本部生産本部長

2018年6月 執行役員就任
2020年6月 取締役上級執行役員就任(現任)
2021年4月 社長付(現任)

■ 取締役候補とした理由

高橋広氏は、長年にわたり半導体デバイス製品の開発に従事し、モーターコントロールの技術領域において、主導的な役割を担ってまいりました。2018年4月にはデバイス事業本部生産本部長となり、当社グループ全体の半導体デバイス生産を牽引するなど、重要な職責を果たしてまいりました。2021年4月からスタートした2021年中期経営計画の策定においては、主導的な役割を担うとともに、構造改革の具体的施策である半導体デバイス事業における生産体制最適化を推進しております。

こうした経験と知識は、2017年以降に取り組んできた構造改革を仕上げるために、また、2021年中期経営計画を実現させ、ひいては、中長期的な当社グループの成長戦略の実現に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

3

すず き
鈴木 よし ひろ
善博

1958年10月10日生

再任

所有する当社株式数：普通株式 9,700 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2013年 3月	サンケン ノースアメリカ インク (現 アレグロ マイクロシステムズ インク) 取締役C E O就任
1998年10月	半導体本部生産統括部アレグログループリーダー	2013年 6月	取締役上級執行役員就任
2001年 5月	アレグロ マイクロシステムズ インク (現 アレグロ マイクロシステムズ エルエルシー) 取締役副社長就任	2015年 6月	取締役常務執行役員就任(現任)
2005年 4月	管理本部経営企画部長	2017年 7月	サンケン ノースアメリカ インク 取締役会長就任(現任)
2006年 4月	海外事業戦略室長	2018年 4月	欧米事業戦略本部長
2006年 6月	執行役員就任	2021年 4月	米国事業本部長(現任)
2011年 6月	上級執行役員就任		

■ 取締役候補者とした理由

鈴木善博氏は、長年にわたり当社の海外事業を主導するとともに、2001年より主要子会社である米国アレグロ社の経営に携わってまいりました。2013年3月からは米国統括子会社であるサンケン ノースアメリカ インク(現アレグロ マイクロシステムズ インク)の経営者として、当社グループにおいて重要な位置付けとなる米国ビジネスを推進してまいりました。2017年以降は、米国アレグロ社における事業規模拡大と開発力強化などの成長戦略をファンドと協業して進める中で、また、2020年の同社のNASDAQ上場までの過程において、重要な役割を担ってまいりました。こうした経験と知識は、中長期的な当社グループの成長戦略実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者
番 号

4

すず き
鈴木

かず のり
和則

1957年9月17日生

再
任

所有する当社株式数：普通株式 3,800 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	当社入社	2008年 6月	執行役員就任
1996年 8月	半導体本部半導体第一販売事業部第一 営業部営業一課長	2012年 4月	営業本部長
2002年 5月	サンケン パワー システムズ（ユーケー）リミテッド 取締役社長就任	2012年 6月	取締役上級執行役員就任
2007年 4月	営業本部海外営業統括部長	2016年 6月	取締役常務執行役員就任(現任)
		2021年 4月	半導体事業本部長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

鈴木和則氏は、長年にわたり半導体デバイス製品の販売に従事し、販売戦略推進に貢献してまいりました。2012年からは、営業本部長となり、グローバルな販売戦略を統括し、特に、白物家電及び車載向けを中心とする海外市場での売上拡大において成果を挙げてまいりました。2021年4月からは、当社グループの半導体事業全体を統括する、半導体事業本部の長となりました。これまでの経験と知識を活かし、中長期的な当社グループの成長戦略実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

5

なか みち
ひで き
中道 秀機

1959年1月10日生

新
任

所有する当社株式数：普通株式 4,000 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年9月 株式会社SETエンジニアリング入社
1991年4月 同社取締役開発部長
1997年5月 当社入社
2007年4月 技術本部P C D事業部長
2013年6月 執行役員就任

2013年10月 技術本部副本部長
2018年4月 デバイス事業本部技術本部長
2018年6月 上級執行役員就任(現任)
2021年4月 半導体事業本部副事業本部長
兼マーケティング本部長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

中道秀機氏は、当社入社前も含め、長年にわたり半導体デバイス製品の開発に従事し、同製品の技術開発において当社に貢献してまいりました。2013年10月には技術本部副本部長に、2018年4月に同本部長となり、技術開発部門の責任者として重要な職責を担い、様々な開発改革を主導し、当社の技術開発を統括してまいりました。2021年4月にはマーケティング本部長となり、技術開発及びマーケティング領域を統括する立場となりました。これまでの経験と知識を活かし、中長期的な当社グループの成長戦略実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者
番 号

6

よし だ
吉田

さとし
智

1962年9月22日生

新
任

所有する当社株式数：普通株式 1,000 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社

2011年10月 営業本部大阪営業統括部副統括部長

2012年 4月 営業本部大阪営業統括部長

2017年 4月 営業本部東日本営業統括部長

2017年 6月 執行役員就任(現任)

2021年 4月 半導体事業本部パワーモジュール本部長
(現任)

■ 取締役候補者とした理由

吉田智氏は、長年にわたり半導体デバイス製品の販売に従事し、主要車載品メーカーとの豊富なビジネス経験を基に、国内全域における同製品の販売推進と代理店網の整備に貢献してまいりました。2021年4月にはパワーモジュール本部長となり、当社の戦略製品であるパワーモジュール製品の国内外の販売及び生産を統括する立場となりました。これまでの経験と知識を活かし、中長期的な当社グループの成長戦略実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番 号**7****リチャード R. ルーリー**

1948年1月21日生

再任	社外	独立
----	----	----

所有する当社株式数：普通株式 - 株

在任年数：7年（本総会終結時）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 5月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得

1989年 9月 ケリー ドライ アンド ウォレン法律事務所
パートナー（2015年1月同事務所退職）

2003年 6月 米国ニュージャージー州弁護士資格取得

2013年 3月 サンケン ノースアメリカ インク
(現 アレグロ マイクロシステムズ インク)
社外取締役就任(現任)

2014年 6月 当社 社外取締役就任(現任)

2016年 6月 日立造船株式会社 社外取締役就任(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

リチャード R. ルーリー氏は、長年にわたり米国弁護士事務所のパートナーを務め、国際的な企業法務の経験と知識を有しております、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を頂けるものと考えております。また、独立した立場から、弁護士としての客観的な視点で経営を監視頂くことが期待でき、当社取締役会の監督機能強化に大いに貢献頂けるものと考えております。

また、ルーリー氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保と適切性の向上に貢献頂いております。更には「構造改革委員会」の委員にも就任頂いており、グループ構造改革の推進においても貢献頂いております。なお、ルーリー氏は、2013年より当社の重要な米国子会社の社外取締役に就任しておりますので、グループ経営の面においても、同様に貢献頂けるものと考えております。

こうしたことから、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、ルーリー氏は、業務執行全般における適切性の確保と監督機能の強化といった、社外取締役の職責を適切に果たして頂けるものと期待しております。

株主総会参考書類

候補者
番 号

8

ふじ た
藤田

のり はる
則春

1950年9月26日生

再任
社外

独立

所有する当社株式数：普通株式 - 株

在任年数：5年（本総会終結時）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年9月 監査法人伊東会計事務所 入所
1980年5月 イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校
MBA取得
1980年7月 ICIジャパン株式会社 入社
1989年1月 アーンスト アンド ヤング エルエルピー
シカゴ事務所 シニアマネジャー
1997年10月 アーンスト アンド ヤング エルエルピー
ニューヨーク事務所 パートナー
(2007年6月同社退職)
2008年9月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本
有限責任監査法人) 常務理事

2008年10月 新日本有限責任監査法人 JBSグローバル
統括責任者(2013年6月同監査法人退職)
2013年7月 藤田則春公認会計士事務所 代表(現任)
2015年8月 中国中信集団有限公司 社外取締役就任
(2018年4月退任)
2016年6月 当社 社外取締役就任(現任)
2018年8月 アレグロ マイクロシステムズ インク
社外取締役就任 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

藤田則春氏は、日本及び米国における公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する高度な知見を有しております。また、米国の監査法人においてパートナーを務められるなど、豊富な国際経験も有しております、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を頂いております。なお、藤田氏は、当社の会計監査人である監査法人に属しておりましたが、当社の会計監査に直接的に関与することはなく、海外進出企業向けのコンサル業務を主体とするJBSグローバル統括責任者に就いており、また、同監査法人を退職してから既に約8年が経過しておりますので、独立した立場を確保しつつ、客観的な視点で当社経営を監視頂くことができます。

また、藤田氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」における委員長に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保と適切性の向上に貢献頂いております。更には「構造改革委員会」の委員にも就任頂いており、グループ構造改革の推進においても貢献頂いております。なお、藤田氏は、2018年より当社の重要な米国子会社の社外取締役に就任しており、グループ経営の面においても、同様に貢献頂けるものと考えております。

こうしたことから、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、藤田氏は、業務執行全般における適切性の確保と監督機能の強化といった、社外取締役の職責を適切に果たして頂けるものと期待しております。

候補者
番 号

9

やま だ
山田 たか き
隆基

1950年10月31日生

新任
社外
独立

所有する当社株式数：普通株式 - 株

在任年数： - 年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月 沖電気工業株式会社 入社
1995年 4月 沖電気工業株式会社
 電子デバイス事業本部生産企画部長
1997年 4月 OKI タイランド カンパニー リミテッド
 取締役工場長就任
2005年 4月 沖電気工業株式会社
 半導体生産カンパニープレジデント
2006年 6月 チップモス テクノロジーズ インク
 社外取締役就任(2008年10月退任)

2008年 4月 OKI タイランド カンパニー リミテッド
 取締役社長就任(2012年7月退任)
2012年 9月 古河スカイ株式会社(現 株式会社UACJ)
 入社
2014年 1月 UACJ タイランド カンパニー リミテッド
 副社長就任(2016年3月退任)
2016年 5月 タイ スペシャル ガス カンパニー
 リミテッド副社長就任(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

山田隆基氏は、長年の半導体メーカーでの勤務経験を有し、半導体業界及び事業内容に通じています。同氏が過去に勤務していた沖電気工業株式会社では、同社の半導体生産カンパニーのプレジデントを務めたほか、海外の生産子会社の取締役社長を務めるなど、半導体メーカーにおける企業経営の経験も有しております。このほか、UACJタイランド社設立時には、海外経験を活かし大型プロジェクトを主導し、また、現在においては、タイスペシャルガス社の副社長として、新規ビジネス開拓等に活躍されるなど、異業種メーカーでの実務経験とネットワークを豊富に有しております。

こうした経験から、当社グループが半導体メーカーとして事業を推進して行く中で、有益な提言を頂けるものと考えております。当社グループによる中長期的な成長戦略の実現において、山田氏は社外取締役としての職責を適切に果たして頂けるものと期待しております。

なお、山田氏が過去に勤務していた沖電気工業株式会社の半導体部門は、現在、ローム株式会社グループの一部であり、当社は同社グループと取引があります。その取引額は、当社及びローム株式会社の双方における連結売上高の2%未満であり、主要な取引関係には該当しないと考えております。また、他の兼職先と当社との間に、開示すべき取引関係はありません。

株主総会参考書類

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 独立役員の届出に関する事項: リチャード R. ルーリー及び藤田則春の両氏は、独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。また、山田隆基氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、同氏の選任をご承認頂いた場合、新たに独立役員となる予定です。
3. 社外取締役候補者に関する事項: 当社は、リチャード R. ルーリー及び藤田則春の両氏と、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本議案が原案通り承認された場合、当該責任限定契約を継続するとともに、新たに山田隆基氏との間においても、上記内容の責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。2021年6月に当該保険契約を更新する予定であり、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

(ご参考) 新経営体制におけるスキルマトリクス

本株主総会における第1号議案及び第2号議案をご承認頂けた場合の新経営体制におけるスキルマトリクスは、以下の通りであります。

氏名	企業経営	財務会計	業界知見	研究開発 製造	営業マーケティング	国際性	法務 リスク管理
和田 節	○	○	○	○		○	
高橋 広	○	○	○	○		○	
鈴木 善博	○	○	○	○		○	
鈴木 和則	○	○	○		○	○	
中道 秀機	○		○	○	○	○	
吉田 智			○		○	○	
リチャード R. ルーリー						○	○
藤田 則春		○				○	
山田 隆基	○	○	○	○	○	○	
太田 明	○	○	○			○	○
鈴木 昇		○	○				○
南 敦							○
平野 秀樹	○	○					

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 南 敦氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次の通りであります。

みなみ
南 敦
あつし
1958年3月13日生

再任	社外	独立
----	----	----

所有する当社株式数：普通株式 - 株

在任年数：4年（本総会終結時）

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年4月 弁護士登録

山田・川崎・加藤法律事務所 入所
(現 紀尾井坂テミス綜合法律事務所)

2001年10月 南法律特許事務所 パートナー(現任)

2017年6月 当社社外監査役就任(現任)

■ 社外監査役候補者とした理由

南敦氏は、弁護士及び弁理士としての専門的な知識・経験を有しております、引き続き当社の社外監査役に就任頂くことで、法律専門家としての客観的な立場から、監査の妥当性確保など、社外監査役の職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、社外監査役の候補者といたしました。

- (注) 1. 南敦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する事項: 南敦氏は、独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。また、当社は、南敦氏と、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本議案が原案通り承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。
3. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。2021年6月に当該保険契約を更新する予定であり、候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

株主総会参考書類

(ご参考) 本議案をご承認頂けた場合の監査役会構成

議案候補者	氏名	当社における地位等	
一 太田 明	おお た あきら	常任監査役（常勤）	
一 鈴木 昇	すず き のぼる	監査役（常勤）	
● 南 敦	みなみ あつし	再任 社外 独立	社外監査役 (独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。)
一 平野 秀樹	ひら の ひで き	社外 独立	社外監査役 (独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ています。)

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の社外監査役1名のご選任をお願いいたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次の通りであります。

いの うえ れん
井上 廉 1976年9月7日生

社外 独立

所有する当社株式数：普通株式 - 株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

2004年10月	弁護士登録	2019年4月	東京都立墨東病院治験審査委員会 委員(現任)
	東京八丁堀法律事務所 入所		
2014年11月	東京八丁堀法律事務所 パートナー (現任)		

2015年4月 第二東京弁護士会弁護士業務センター
委員

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

井上廉氏は、主に一般企業法務、会社法及びコーポレートガバナンスの領域において、弁護士としての専門的な知識・経験を有しております。社外監査役に就任した場合、法律専門家としての客観的な立場から、監査の妥当性確保など、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、補欠の社外監査役の候補者といたしました。

(注) 1. 井上廉氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 補欠の社外監査役候補者に関する事項： 井上廉氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしておりますので、同氏が社外監査役に就任した場合、新たに独立役員となる予定です。井上廉氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。また、当社定款第34条第4項の規定に基づき、補欠監査役の選任決議の効力は、4年後の定時株主総会開始の時までとなります。補欠監査役の選任決議の効力は、社外監査役に就任する前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせて頂きます。
3. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。2021年6月に当該保険契約を更新する予定であり、候補者が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

株主総会会場ご案内図

開催日時

2021年6月25日（金）午前10時（受付開始 午前9時）



交通機関

東武東上線「志木駅」南口下車 徒歩15分



サンケン電気株式会社



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022915

